

令和6年度 第1回

適正化事業諮問委員会 議事録

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター  
令和6年度 第1回適正化事業諮問委員会 議事録

1 日 時

令和6年6月13日(木) 午後4時00分～午後5時00分

2 場 所

埼玉県さいたま市大宮北袋町1-299-3  
埼玉県トラック総合会館5階 中会議室

3 議 題

第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算について

4 出席者

委員総数5名 出席委員5名(うち委任状出席1名)  
岩倉委員、井上委員、小野委員、川中子委員、青山委員

理事3名

根本理事長、縫島常務理事、島田理事

オブザーバー2名

関東運輸局自動車交通部旅客第一課 服部貸切係長

関東運輸局自動車監査指導部 堤自動車監査官

事務局2名

小倉総務担当首席、大柴総務担当職員

5 会議の概要

(1) 定足数の確認及び議事録署名人の選出

岩倉議長が挨拶後に開会を宣し、本諮問委員会は、適正化事業諮問委員会規程第6条の定足数を満たしていることにより成立

議事録署名人として、岩倉委員及び青山委員を全員一致により選出

(2) 議案の審議状況及び議決結果

(決議事項)

議長の求めに応じ、事務局から、令和6年5月23日付けで根本理事長より提出のあった諮問書の内容(第1号議案)について説明

## 第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算について

議長の求めに応じ、事務局から、令和5年度事業報告及び収支決算について、配布資料に基づき説明

本議案に関する質疑応答は、以下のとおり

(川中子委員) 事業報告書の関係で2点ほどお聞きしたい。2ページ

(3) で一部のバス協会において指導内容の足並みが揃わなかったとあるが、どのような内容か。また、3ページの3苦情処理の関係で交通問題、マナー関係でのトラブルが3件寄せられたとあるが、具体的にどのような内容であったのか。

(縫島常務理事) バス協会では以前よりコンサルティング事業をすすめてきてその後巡回指導となったが、マニュアルに沿ってしっかり指摘を取りづらい面があり、その点について理事長名で適切な指導をするよう文書を発出した。その後は巡回指導の中身が変わってきて改善されてきている。

マナー関係の苦情については、直接貸切バスの利用者からではなく、一般ドライバーから高速道路での割り込みに等に関する苦情で、バスにはドライブレコーダーが備え付けられているので、事業者に連絡して確認をしてもらい適切に対応するよう指導している。

(川中子委員) 承知した。

(青山委員) 足並みが揃わないというのは、どのようなところから判明したのか。また、バス協会のコンサルティング事業は、指導ではなく事業者の底上げを図ることを目的としていると思うが、適正化指導とはどのように仕分けしているのか、分かる範囲で説明願いたい。

(縫島常務理事) 巡回指導の結果は毎月各バス協会から報告があるので、内容的なものを精査すると指導項目の件数も分かり、また内容について実際に協会に話を聞いたところ、今まで改善の要請をしてこなかったような項目がいくらか見受けられたとの報告があったため、適切にマニュアルに沿って実施するよう理事長名で文書を発出した。その後はマニュアルに沿って実施されてきている。

(根本理事長) どのようなかたちで判明したかは、各バス協会から報告書を確認すると、必ずしもマニュアルに沿って指導されていない事が分かるのか。

(縫島常務理事) 実際には、あるバス協会の理事から本省に話をした中で、マニュアルに沿って実施しているのではなく、本来であれば改善要請とすべき内容についてまで口頭指導と処理された実態が浮かび上がったことから、それに基づいて理事長名で注意喚起の文書を発出した。

(青山委員) 納得できなかった人がいたのか。

(縫島常務理事) 一部のバス協会の理事から本来は指摘する項目を口頭指導にした経緯があったとの話が出た。

(根本理事長) 巡回指導はマニュアルに沿って実施すべきところをセンターや各バス協会バラつきがあって徹底されていなかった。その後は巡回指導マニュアルに沿って実施しており、足並みが揃ってきている。

(縫島常務理事) 何か指摘項目に疑義が生じた場合には、センターに照会する流れとなっており記録に残してある。

(議長) 予算実績比較表の収支では旅費と人件費が大きく減少となっているが、職員数はこのままで良いのか。

(事務局) 来年度は職員の新規採用を計画している。

(議長) 旅費の方はどうなのか。

(事務局) 巡回指導の重点化に伴い、今後、巡回指導回数の増加が予想され、また、小笠原の巡回指導についても6年度は訪問方式で実施する予定である。

(議長) 昨年度の小笠原の巡回指導はリモートで実施したのか。

(縫島常務理事) 事業者に必要な書類をセンターに郵送してもらい書面審査を行い、電話で対応する方法を取った。

(議長) 優良なバス会社であれば頻度軽減との話もあったが。

(縫島常務理事) 小笠原の場合は日程的に1週間となり旅費も高額となり、非対面の巡回指導も認められていることから2年に1度位の訪問指導を考えている。

(議長) 特に問題のある事業者ではないのか。

(縫島常務理事) 島の営業所であるので何とも言えないが、島の場合は運行管理者が1名で良いとの特例もある。今年度から運賃違反や指摘項目が5件以上あった場合には、再度巡回指導に行かなければならないが訪問方式に限るとなっているので難しい面もある。

(青山委員) 制度が変わって優良な営業所への巡回指導を猶予するとの動きが出たと思うが、巡回指導の実施対象から除外する優良営業

所はどの位あるのか。

(縫島常務理事) 昨年の実績から試算すると、優良はバス協会に加盟している営業所が圧倒的に多く、当センターで対象となるのは13営業所であった。改善報告後3カ月後に再度巡回指導を実施する営業所の数を相殺すると全体では同じ回数となる状況ではあるが、当センターは、運賃違反や指摘項目が多く再巡回が確定している営業所はセンターで約14件、バス協会では茨城が2件、東京と栃木で1件ずつとなっている。特例で巡回指導の対象としない優良営業所であっても要請があれば、正式な巡回指導ではないが訪問することとしている。

(青山委員) 優良営業所とすることや再巡回となると、基準が均一でないと差が出てしまう。なおさら巡回指導の平準化が重要となる。

(島田理事) 現実にはそのような課題があり、足並みを揃えなければいけないのでこの1年で検討しながら進めて行きたい。最終的にはマニュアルの基準に沿って指摘すれば良い訳で、指摘しないで口頭指導にしたケースがあったことから問題となった。巡回指導は国の監査の補完であることを再度指導員は認識すべきである。

(青山委員) バス協会で実施しているコンサルティングは、国の監査とは違って同じ業界の人と見られて、指摘事項を重く受け止めてくれないケースが間々あると協会の方から聞いたことがある。適正化センターの指導員の位置付けと委託しているバス協会の指導員とは同じだと明確にする必要があるのではないか。そうすれば事業者も受け取る感じが違ってくる気がするので、バス協会の指導員には問題点について言い易い環境を作ってあげれば良いと思う。

(根本理事長) センターもそのような考えで巡回指導を実施したいと思っており、バス協会の方も私どもの組織に属するようなかたちとして、バス協会の巡回指導もセンターから指導員を派遣するとはっきり出していった方が良い気がする。現在は別々に実施しているが、一元化したような組織で運営する方法もあるのではないか。センターだけでは決められないので、各バス協会と相談しなければいけないが検討したいと考えている。

(青山委員) 承知した。

(縫島常務理事) 昨年は千葉県と埼玉県の2県のバス協会でもセンターの指導員とペアになって合同で巡回指導を2回実施した。結果として

協会の実施方法が分かるので統一化が図られると考える。今年度も様子を見ながら実施する計画である。

(議長) 協会の自助努力は良いことだと思うが、一方で運輸局等が指導に入るべきではないのか。

(縫島常務理事) 本省から関東以外の各適正化機関に現地調査に行くとの話もある。

審議の結果、全員一致で承認。

議長の求めに応じ、事務局から、第2号議案に係る答申書(案)の内容について説明し、諮問案件については適当であると理事長あて答申することを決定した

(報告事項)

- ・ 定時評議員会(令和6年5月13日決議の省略による開催)決議事項について  
議長の求めに応じ、事務局から配布資料に基づき6月13日開催の臨時評議員会の決議事項について報告を行った
- ・ 令和6年度負担金の納付状況について  
事務局から令和6年度負担金の納付状況について報告を行った

以上をもって、議案の審議等を終了し、諮問委員会を閉会。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

令和6年6月13日

議事録署名人 議長 岩倉 成志

議事録署名人 青山 佳世